

## 総合特別区域基本方針の一部変更について

〔令和 8 年 3 月 日〕  
〔閣 議 決 定 案〕

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第五の2①中「令和8年3月31日まで」を「令和10年3月31日まで」に改める。

別表2中経産B001を削る。

別表3回送運行効率化事業の項の次に別紙のように加える。

### 附 則

この基本方針の変更は令和8年4月1日から施行する。

# 別紙

<p>交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業</p>	<p>道路運送法第79条の登録を受けて交通空白地有償運送を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種でのレンタカー事業の経営実績を有していなくても道路運送法第80条第1項の許可を受けて貸渡しを行えるよう要件の緩和をするもの。</p>	<p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項に係る通達を発出することで対応予定</p>	<p>速やかに措置</p>	<p>国土交通省</p>
--------------------------------	--	--	---------------	--------------